

特定利用施設の貸付け及び譲渡に関する方針

1 目的

この方針は、主な利用者が地縁団体等の地域と密接なつながりのある団体及び組織（以下「地縁団体等」といいます。）である特定利用施設について、利用者による自主的かつ自立的な活動を促すため、地縁団体等への貸付け又は譲渡を推進することに関して、基本的な考え方を定めるものです。（施設の分類は「公共施設再編の基本的な考え方」 4 参照）

2 貸付け

特定利用施設については、用途廃止を行った上で、主に利用を行っている地縁団体等への無償貸付けを進めます。

また、この無償貸付けを通じて管理運営権を委譲し、これら団体の責任において運営が行える仕組みづくりに取り組んでいきます。

3 譲渡

貸付けによる管理運営権の委譲が行われ、当該施設の貸付開始から 5 年程度を目途に所有権の移譲を進めます。

建物の所有権の移譲については、その手続に必要とする費用や事務作業の費用対効果の面から、登記簿上の所有権移転を行う必要はないものとし、信義誠実の原則に基づき契約書・覚書等の書面によるものとします。ただし、敷地については、原則として本市が所有し、無償で貸付けを行います。

4 譲渡に当たっての支援

施設を譲渡する場合に限り、施設の使用に支障がある不具合箇所の修繕を行うこととします。

また、譲渡後に地域団体等が施設を改修する際には、津市集会所建築等補助金を活用して整備できるよう制度周知を図っていきます。